

高岡地区広域圏事務組合行政財産の使用料に関する条例

平成26年 3 月 31 日 条例第 4 号

高岡地区広域圏事務組合の行政財産の使用料については、高岡市行政財産の使用料に関する条例（平成17年高岡市条例第59号）の規定の例による。

附 則

この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。